愛知県社会福祉審議会関係例規

目 次

1	社会福祉法(抄)						
2	社会	会福祉法施行令(抄)	3				
3	愛知	口県社会福祉審議会条例	4				
4	4 愛知県社会福祉審議会規程						
5	愛知	ロ県社会福祉審議会の傍聴に関する要領	9				
6	関係	系法令(抄)					
(1)	身体障害者福祉法(抄)	11				
(2)	身体障害者福祉法施行令(抄)	12				
(3)	民生委員法(抄)	13				
(4)	児童福祉法(抄)	14				
(5)	児童福祉法施行令(抄)	17				
(6)	児童福祉施設最低基準(抄)	18				
(7)	里親が行う養育に関する最低基準(抄)	18				
(8)	母子及び寡婦福祉法(抄)	19				
(9)	母子及び寡婦福祉法施行令(抄)	19				
(10)	母子保健法(抄)	20				
(11)	老人福祉法 (抄)	20				
7	そ	の他参考					
(1)	審議会等の基本的取扱いに関する要綱	21				
(2)	愛知學情報公開条例 (抄)	25				

1 社会福祉法(抄)

昭和26年法律第45号

(地方社会福祉審議会)

- 第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に 答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

- 第8条 地方社会福祉審議会は委員35人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。 (委員)
- 第9条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

- 第10条 <u>地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は会務を総理する。</u> (専門分科会)
- 第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員 審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会 を置く。
- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分 科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

- 第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。
- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、 第8条第1項中「35人以内」とあるのは「50人以内」と、前条第1項中「置く」とあるのは「、

児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。 (政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

2 社会福祉法施行令(抄)

昭和33年政令第185号

(民生委員審査専門分科会)

- 第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会 の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をい う。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。 (審査部会)
- 第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

3 愛知県社会福祉審議会条例

平成12年愛知県条例第6号

(趣旨等)

- 第1条 この条例は、愛知県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第8条から第11条まで並びに社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条及び第3条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(委員の任期等)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (委員長の職務代理)
- 第3条 <u>委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職</u> 務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会は委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招 集しなければならない。
- 3 審議会においては、委員長が議長となる。
- 4 審議会は、委員長(委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者) 及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第5条 <u>専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもつ</u> <u> て構成する。</u>
- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

- 3 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会に属する委員又は臨時委員のうちからその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 民生委員審査専門分科会に係る第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「委員及び臨時 委員」とあるのは「委員」と、前項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」とする。
- 6 審議会は、身体障害者福祉専門分科会のほか、必要に応じ、児童福祉専門分科会その他の専門分科 会に審査部会を設けることができる。
- 7 専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成 14年5月20日までとする。

(愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

3 愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成3年愛知県条例第4号)は、廃止 する。

附 則(平成12年7月18日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第66号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第28号)

この条例は、平成17年5月21日から施行する。

4 愛知県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県社会福祉審議会条例(平成12年愛知県条例第6号)第6条の規定に基づき、愛知県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及びその職務)

- 第2条 審議会に、副委員長1人を置く。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(専門分科会の設置)

- 第3条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第11条第1項及び第12条第2項並びに社会福祉法 施行令(昭和38年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、審議会に、必要に応じ、そ の他の専門分科会(以下「分科会」という。)を置くことができる。
- 2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。

(副分科会長及びその職務)

- 第4条 分科会に、副分科会長1人を置く。
- 2 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を行う。

(部会長、副部会長及びその職務)

- 第5条 審査部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 2 部会長は、その審査部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(審査部会への委任)

- 第6条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、特別障害者手当の障害程度の審査、身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療の給付を行う 医療機関の指定及び指定の取消しに関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の 決議または意見とする。
- 2 審議会は、別表1右欄に掲げる事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会 の決議とする。

(調査研究会議の開催)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途調査研究会議を開催する

ことができる。

(議事録の作成及び会議の公開等)

- 第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、会議の長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。
- 2 議事録の保存年限は5年間とする。
- 3 <u>審議会の会議は原則として公開するものとする。</u>ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規程する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。
- 4 分科会及び審査部会の公開については、前項の規定を準用する。

(事務局)

第9条 この審議会の事務局を県健康福祉部医療福祉計画課に置く。

附 則

この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、 昭和44年4月1日から施行する。

- この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和61年1月12日から施行する。
- この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和62年8月18日から施行する。
- この規程は、平成元年3月13日から施行する。
- この規程は、平成3年5月23日から施行する。
- この規程は、平成3年7月1日から施行する。
- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成14年8月23日から施行する。
- この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- この規程は、平成17年5月21日から施行する。
- この規程は、平成19年2月6日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。ただし、別表 1 に掲げる児童措置審査部会の調査 審議事項(3)に関しては、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	名	称			調査審議事項
里。新	見 審	查	部	슰	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適 否に関すること。
児童	措置	審道	査 部	伙	 (1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。

5 愛知県社会福祉審議会の傍聴に関する要領

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、委員長が決定する。

2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1又は様式2)により、委員長(事務局)に申し込む ものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し(6に 定める申込みの場合を除く。)、会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証(様式3) 傍聴人心得(別紙)及び会議資料又はその概要を交付する。 傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するもの とする。

6 傍聴時の支援等を希望する場合の申込み

傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、 手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、会議開催の1週間前までに会議 傍聴申込書(様式2)により、委員長(事務局)に申し込むことができる。

7 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行 為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 9 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

10 委員長の指示

委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

11 施行年月日

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

様式1、様式2、様式3、傍聴人心得略

(1) 身体障害者福祉法(抄)

昭和24年法律第283号

(身体障害者手帳)

- 第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わって申請するものとする。
- 2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、 その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制 の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(2) 身体障害者福祉法施行令(抄)

昭和25年政令第78号

(医師の指定等)

- 第3条 都道府県知事が法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。
- 2 法第15条第1項の指定を受けた医師は、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 3 法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会 (以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

(障害の認定)

- 第5条 都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げる ものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

(3) 民生委員法(抄)

昭和23年法律第198号

- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府 県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会 (以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。
- 第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、 地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることが できる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員 推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴 いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。
- 第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
 - (3) 民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。
- 第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人 に対してその旨を通告しなければならない。
- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

(4) 児童福祉法(抄)

昭和22年法律第164号

(審議会の設置及び権限)

第8条 第7項、第27条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りでない。

前項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「都道府県児童福祉審議会」という。)は、同項 に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会 その他の合議制の機関を置くことができる。

都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「市町村児童福祉審議会」という。)は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の管理に属し、 それぞれの諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」という。)は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第27条第6項、第46条第4項ならびに第59条第5項及び第6項において同じ。)は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県の措置)

- 第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送 致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
 - 1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
 - 2 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都

道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害児相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

- 3 児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立 支援施設に入所させること。
- 4 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。 都道府県は、第43条の3又は第43条の4に規定する児童については、前項第3号の措置に代え て、国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働 大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由 児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、第1項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者(第47条第1項の規定により親権を行う 児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その 親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の 措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置(第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(最低基準)

第45条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を 定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発 達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最適基準を遵守しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(最低基準維持のための監督)

第46条

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著し く有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、 その事業の停止を命ずることができる。

(立入調査)

第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第36条から第44条までの各条に規定する業務を目的とする施設であって第35条第3項の届出をしていないもの又は同条第4項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、 都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

(5) 児童福祉法施行令(抄)

昭和23年政令第74号

(里親等の認定)

第29条 都道府県知事は、法第6条の3により里親の認定をするには、法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(都道府県児童福祉審議会への諮問)

第32条 都道府県知事は、法第27条第1項第1号から第3号までの措置(同条第3項の規定により 採るもの及び法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは法 第27条第2項の措置を採る場合又は同条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除 し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置 と一致しないとき、又は都道府県知事が必要と認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴か なければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴 くいとまがないときは、この限りでない。

前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その採った措置について都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

(6) 児童福祉施設最低基準(抄)

昭和23年厚生省令第63号

(最低基準の向上)

第3条 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(7) 里親が行う養育に関する最低基準(抄)

平成14年厚生労働省令第116号

(最低基準の向上)

第2条 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴いて、その監督に属する里親に対し、最低基準を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができる。

(8) 母子及び寡婦福祉法(抄)

昭和39年法律第129号

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第7条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第4項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、同条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同条第4項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(9) 母子及び寡婦福祉法施行令(抄)

昭和39年政令第224号

(貸付けの停止)

- 第13条 都道府県は、次に掲げる場合には、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会)の意見を聴いて、将来に向かつて当該資金の貸付けをやめることができる。
 - 1 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、母子福祉資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - 2 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - 3 母子福祉資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(準用規定)

第38条 第9条から第11条まで、第12条(第2項第2号及び第3号を除く。) 第13条から第 20条まで、第23条及び第24条の規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。

...... 以下省略

(10) 母子保健法(抄)

昭和40年法律第141号

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第7条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第4項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、同条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同条第4項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(11) 老人福祉法(抄)

昭和38年法律第133号

(改善命令等)

- 第18条の2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人 短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しく はこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5 条の2第2項から第5項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不 当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止 を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人 短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合には、あ らかじめ、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- 第19条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の 廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第7条第1項に規定する 地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 審議会等の基本的取扱いに関する要綱

平成 14 年 3 月 26 日 13 総第 176 号副知事依命通達

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の活性化及び合理化を図るとともに、その効率性、公平性及び透明性を 高めるため、審議会等の基本的取扱いについて定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより県に設置される機関(以下「附属機関」という。)
- (2) 附属機関以外の会議のうち、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の活用等を図ることを目的として、要綱、要領等により継続的に開催される会議であって、県職員以外の県民、有識者等を構成員に含むもの(以下「附属機関に類する会議」という。)

(審議会等の新設)

- 第3条 審議会等の新設については、次に掲げる場合を除き、原則として、認めないものとする。
- (1)法律又はこれに基づく命令(以下「法令」という。)により置かなければならないこととされている場合
- (2) 県行政の効率的かつ適正な運営を行う上で必要があり、意見聴取その他の方法では目的が達成されないと認められ、かつ、審議事項等を既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合
- 2 審議会等は、この要綱の各規定に適合していることを確認した上で、新設するものとする。 (審議会等の廃止又は統合)
- 第4条 審議会等については、法令の制定改廃の動向、社会経済情勢の変化、その設置の目的、その審議事項等を的確に把握し、その存置の妥当性について常に検証を行うものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する審議会等は、前条第 1 項第 1 号に該当する場合を除き、原則として 廃止し、又は他の審議会等と統合するものとする。
- (1)既に設置の目的が達成されたもの
- (2)社会経済情勢の変化等に伴い、審議事項等自体が減少する等設置の必要性が低下しているもの
- (3) 実質的な付議案件が少ない等設置効果の乏しいもの
- (4)過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも薄い等活動が不活発なもの
- (5)設置の目的、審議事項等が他の審議会等と重複し、又は類似するもの
- (6)審議会等を設置するまでもなく、一般的な行政事務の処理によっても対応可能なもの
- (7)審議会等を設置するまでもなく、公聴会、個別の意見聴取その他の方法によっても目的が達成されると認められるもの(附属機関にあっては、附属機関を設置するまでもなく、附属機関に類する会議の開催によっても設置の目的が達成されると認められるものを含む。)
- (8) その他効率性の観点から廃止又は統合が望ましいもの

(附属機関の組織)

- 第5条 附属機関の組織については、法令及び法令により従う義務のある各大臣等からの指示(以下「法令等」という。)その他特別の理由がある場合を除き、次に掲げる事項を満たすものとする。
- (1)構成員の数は、原則として20人以内とし、例外でも30人を超えない範囲とすること。
- (2)会長、議長等の代表者は、構成員の互選によるものとし、県職員は選出しないこと。
- (3)通常の構成員のほか、必要に応じて、特別の事項を調査審議するために置く臨時委員若しくは特別委員又は専門の事項を調査するために置く専門委員は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとし、運営に関する細則を定めた運営要領等にその旨を明定すること。
- (4)附属機関の弾力的及び機能的な運営を図るため、必要に応じて、分科会又は部会を設け、その活用に努めること。

(附属機関の構成員の選任等)

- 第6条 附属機関の構成員の選任は、法令等による職の定めのある場合を除き、次に掲げる事項を満た すものとする。
- (1)構成員については、幅広い分野から、属人的な専門知識又は経験に着目して、審議等の内容を充 実させる意見を述べることができる清新な人材の登用に努めることとし、職を指定した選任は、原 則として、認めないこと。
- (2)年齢構成については、特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。ただ し、高齢者は、原則として、選任しないこと。
- (3) 複数の附属機関において同一人を重複して構成員に選任する場合にあっては、同一人が三を超える附属機関の構成員となることのないようにすること。ただし、法令等による職の定めのある者等の場合には、この限りでない。
- (4) 女性委員の登用は、「審議会等委員への女性の登用推進要綱」(平成5年4月1日付け青女第51 号総務部長通知)に基づき、積極的に推進すること。
- (5) 構成員の公募は、法令等の趣旨、設置の目的、審議内容等を踏まえ、公募がふさわしいものについて実施すること。
- (6) 県職員(県費負担教職員を除く。)は、原則として、選任しないこと。
- (7) 県職員を退職した者についても、前号の趣旨を踏まえ、極力、抑制すること。
- 2 附属機関の構成員の任期は、法令等に定めのある場合又は職を指定した選任が認められた場合を除き、2年以内とし、原則として、一の附属機関の構成員に、通算10年(任期2年の場合は、通算5期)を超えて再任しないものとする。
- 3 附属機関の構成員の委嘱は、構成員が特別職の非常勤職員であることを踏まえて、本人及びその所属組織の任命権者等に対し、適切に所要の手続を行うものとする。
- 4 附属機関の構成員に対する報酬及び費用弁償は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31年愛知県条例第40号)に基づき、適切に支給するものとする。ただし、構成員の就任に当たり、 発生する個々の報酬請求権を放棄することについて、本人から書面による同意が得られた場合は、報

酬を支給しないものとする。

(附属機関の運営)

- 第7条 附属機関の運営については、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1)運営上必要な規定は、条例、規則、運営要領等で明示すること。
- (2)会議の日程調整は、構成員全員が出席することができるよう、余裕を持って行うこと。
- (3)代理及び委任状の提出による会議への出席の対応は、認めないこと。ただし、法令等により関係機関、団体等を代表して構成員を選定している場合その他特段の事情がある場合であって、あらか じめ運営要領等に当該対応をすることができる旨が明示されているときは、この限りでない。
- (4)審議事項等に関係する個人又は団体から意見を聴取する機会は、附属機関の活性化を図るため有効であることから、その活用に努めること。
- (5)会議資料は、原則として、事前配布とすること。
- (6)会議録の全文又は要旨は、審議経過等が明確となるよう必ず作成し、互選により選出された又は 会長の指名した2名以上の構成員から署名を受け、5年以上保存すること。
- (7)専決又は持ち回りによる会議は、原則として、行わないこと。ただし、特段の事情があり、やむ を得ず行う必要が想定される場合は、あらかじめ運営要領等に規定を明示すること。
- (8) 運営経費は、必要最少限となるよう努めること。

(附属機関の会議の公開)

- 第8条 附属機関の会議は、法令等又は条例により非公開とされている場合を除き、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該附属機関が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開 示情報」という。)が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2)会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 附属機関を所管する部局長等(以下「所管部局長等」という。)は、当該附属機関の会議の公開に当たっては、当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員及び傍聴手続等について、事前に公表するものとする。
- 3 所管部局長等は、当該附属機関の会議の終了後は、速やかに当該会議の名称、開催日時、開催場所、 議題、審議の概要、出席者数、傍聴者数、問い合わせ先等を記載した議事概要を、不開示情報に該当 するものを除き、会議資料、その概要その他の議事概要を理解する上で必要なものと合わせて公表す るものとする。
- 4 所管部局長等は、当該附属機関の会議録を作成したときは、その公表に努めるものとする。 (附属機関に類する会議)
- 第9条 附属機関に類する会議の組織については、第5条の趣旨を踏まえ、簡素で効率的なものとする よう努めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関に類する会議の構成員の数については、当該会議の開催の目的 等に照らし、やむを得ない場合は、30人を超えることができるものとする。この場合において、構 成員の数を必要最少限にとどめるよう努めるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、附属機関に類する会議の会長等の代表者に県職員を選出することについては、当該会議の開催の目的等に照らし、客観的に必要と認められる場合は、これを妨げないもの

とする。

- 4 附属機関に類する会議の構成員については、第6条第1項の趣旨を踏まえ、選任するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、附属機関に類する会議の構成員に県職員を選任する場合については、当該会議の開催の目的等に照らし、必要最少限の範囲内において、これを妨げないものとする。この場合において、県職員を構成員に選任することにより会議の結論が左右されないように、十分に配意するものとする。
- 6 附属機関に類する会議の構成員の選任については、原則として、通算10年を超えて一の附属機関 に類する会議の構成員にならないようにするものとする。
- 7 附属機関に類する会議の開催、運営等については、第7条の趣旨を踏まえ、要綱、要領等により明示するものとする。この場合において、附属機関と誤認されることのないよう注意するものとする。
- 8 附属機関に類する会議の構成員の決定は、発令行為は行わず、一般の文書での依頼によるものとし、 当該構成員のうち会議の出席者に費用を支払う場合は、謝礼としての報償費及び実費弁償としての旅 費によるものとする。
- 9 附属機関に類する会議の公開については、第8条の規定を準用する。 (協議、報告)
- 第 10 条 所管部局長等は、附属機関の新設、廃止及び統合については、あらかじめ総務部長に協議する ものとする。
- 2 所管部局長等は、毎年、5月1日現在における審議会等の状況を総務部長に報告するものとする。 (その他)
- 第 11 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、会議の公開に係る事項については、同年 10月1日から施行する。
- 2 構成員に係る事項については、平成14年4月1日以後に行われる審議会等の構成員の選任から適用する。
- 3 条例の改正を必要とする場合その他施行日から直ちにこの要綱を適用することが困難な特別の事情がある場合については、所要の改正を行うのに必要な最小限の期間に限り、総務部総務課と協議の上、 なお従前の例によることができる。

(2) 愛知県情報公開条例(抄)

平成 12 年愛知県条例第 19 号

(行政文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。
 - (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - 口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分を除く。)
 - 二 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則(警察本部長にあっては、公安委員会規則。第23条第2項及び第3項並びに第27条において同じ。)で定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職(これに類するものを含む。以下同じ。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)
 - (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。) その他の団体(以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるも

- の。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は 個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該 情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と 秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は 事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性 質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違 法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政 法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - 八 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る 事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ